

平成25年度 健全化判断比率および資金不足比率 分析

滋賀県近江八幡市

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の背景について

これまでの地方公共団体の財政再建制度（地方財政再建促進特別措置法および地方公営企業法）では、次のような課題がありました。

- 課題
- ① 分かりやすい財政情報の開示が不十分な点
 - ② 再建団体の基準しなく早期是正機能がない点
 - ③ 普通会計を中心にした収支の指標のみであり、公営企業会計の収支とも連結した指標がないことに加えて、ストック（負債）に課題があっても対象とならない点
 - ④ 公営企業にも早期是正機能がない点

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下、財政健全化法という）では、平成20年度（平成19年度決算分）において、各地方公共団体における健全化判断比率等の公表が行なわれた上で、平成21年度（平成20年度決算分）から財政健全化計画の策定の義務付け等が全面的に施行されました。地方公共団体の財政状況を、健全段階、財政の早期健全化、財政再生の3段階に分けて、それぞれの段階における対処について定めることにより財政の健全性を確保することとしたものです。

フロー指標

・実質赤字比率
・連結実質赤字比率
・実質公債費比率

ストック指標

・将来負担比率

公営企業

・資金不足比率

これらの指標は、元利償還金や地方債残高の状況に関わりが強いものであり、財政健全化法の施行により、地方公共団体は地方債の発行・管理について更なる説明責任や妥当性が求められています。

健全化判断比率について

（単位：％）

	平成25年度	平成24年度	早期健全化基準	財政再生基準	概 要 説 明
実 質 赤 字 比 率	赤字なし	赤字なし	H25/H24 12.61/12.62	20.0	本年度の健全化判断比率は、左記の算定値となりました。全ての算定値において早期健全化基準を下回っており、財政健全化計画を策定する必要はありません。（※一つでも超えると計画を策定する必要があります。） 健全化判断比率は4比率から構成されており、実質赤字比率は一般会計等の財政状況を示し、連結実質赤字比率は市全体の財政状況を示し、実質公債費比率は公債費負担状況を示し、将来負担比率は後年度の公債費等負担状況を示します。 例えば収支調整を図るため基金を取り崩すと実質赤字比率は良化しますが、将来負担比率は悪化します。このように1つの比率を下げようとすれば他の比率に影響を及ぼすことから、小手先の財政運営ではなく市全体の現状と将来を見据えた上で財政運営を行わなければ、指標の悪化を招きかねません。また、指標が問題ないから、直ちに、財政状況に問題ないということではなく、今後の財政運営において基金の取り崩しに過度に依存しない体質、地方債の発行・管理における財政規律を維持し、将来世代も含めた納税者にとって納得の得られる財政の健全性を実現していくことが必要です。
連 結 実 質 赤 字 比 率	赤字なし	赤字なし	H25/H24 17.61/17.62	30.0	
実 質 公 債 費 比 率	5.4	6.8	25.0	35.0	
将 来 負 担 比 率	負担なし	負担なし	350.0		

標準財政規模について

（単位：千円）

	平成25年度(A)	平成24年度(B)	平成23年度	差引(A)-(B)	概 要 説 明
標 準 税 収 入 額 等	11,324,967	11,103,136	10,963,392	221,831	新增築家屋による固定資産税の増等により増加しました。 普通交付税額は基準財政収入額（標準的に収入が見込まれる額）と基準財政需要額（合理的かつ妥当な水準で行政サービスを行なう額）の差額により交付されるもので、平成25年度は標準税収収入額の増加により減少しています。普通交付税の振替措置である臨時財政対策債については、算定方法が財政力指数に応じて逓増する財源不足額基礎方式に完全移行したことにより増加しています。
普 通 交 付 税 額	4,727,470	4,860,036	4,894,822	△ 132,566	
臨時財政対策債発行可能額	1,642,158	1,564,169	1,585,892	77,989	
計	17,694,595	17,527,341	17,444,106	167,254	

◎ 標準財政規模とは

地方公共団体が通常水準の行政活動を行う上で必要な一般財源の規模のことです。法定普通税（超過税率相当分を除く）、地方譲与税、県税交付金、普通交付税、臨時財政対策債発行可能額などから構成され、各指標算定の分母となります。

(単位:千円)

実質赤字比率について		平成25年度 (A)	平成24年度 (B)	差 引 (C) : (A) - (B)	概 要 説 明
一 般 会 計 等 歳 入 総 額 (a)		32,041,407	28,538,128	3,503,279	歳入歳出とも前年比で大幅に増加しました。歳出では重点的に取り組んでいる大型建設事業が本格化したことなどにより投資的経費が伸び、歳入ではそれらに伴う国庫支出金、地方債が大幅に増加しました。
一 般 会 計 等 歳 出 総 額 (b)		30,976,175	27,319,510	3,656,665	
形 式 収 支 額 (a) - (b) (c)		1,065,232	1,218,618	△ 153,386	歳入総額から歳出総額を単純差し引きした額です。
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (d)		200,200	324,333	△ 124,133	当該年度から翌年度に繰り越した事業に伴う財源です。
実 質 収 支 額 (c) - (d)		865,032	894,285	△ 29,253	歳入歳出の的確な見込みの精度向上を図り、基金積み立てを行うなどし、実質収支額は減少しました。
実 質 収 支 比 率 %		4.88	5.10	△ 0.22	早期健全化基準は12.61%となっていますが、平成25年度においても歳入総額が歳出総額を上回っており、8億6,503万2千円の黒字となるため、実質赤字比率は『-』と表示されます。歳入に見合った歳出として当初予算編成し、年度途中でも新たな歳入確保や経費の節減に努めている結果、黒字となっています。
実 質 赤 字 比 率 (赤 字 の 場 合 の み) %		-	-	-	

◎ 実質赤字比率とは

実質赤字比率は、一般会計等の純不足（赤字）の程度を標準的な状態で収入が見込まれる一般財源（標準財政規模）に対する比率で、財政運営の深刻度を示します。黒字の場合は表示されません。実質収支比率は、一般会計等の実質収支の程度を標準財政規模に対する比率で、実質赤字比率と逆の意味を示します。

(単位:千円)

連結実質赤字比率について		平成25年度 (A)	平成24年度 (B)	差 引 (C) : (A) - (B)	概 要 説 明
一 般 会 計 等 歳 入 総 額 ①		32,041,407	28,538,128	3,503,279	平成25年度は、すべての会計の収支を足し合わせた結果歳入総額が歳出総額を上回っており、黒字となっています。地方公共団体の財政状況は、一般会計で見えるのではなく、連結決算ベースで市全体の財政状況を見るのが主流となっています。例えば、料金収入を財源として独立採算で行っている公営企業に赤字が発生した場合、その事業の経営努力と料金収入で解消することが原則ですが、料金収入等で解消できなければ、地方公共団体としてその赤字に対処しなければならず、全体の財政にも大きな影響を与えかねないため、市全体の財政運営を把握することが重要です。
一般会計等以外の特別会計 歳入総額 ②		13,384,902	12,872,836	512,066	
公営企業特別会計（法適用）流動資産総額 ③		6,887,540	5,856,112	1,031,428	
公営企業特別会計（法非適用）歳入総額 ④		2,837,089	2,996,709	△ 159,620	
解 消 可 能 資 金 不 足 額 ⑤		0	0	0	
歳入総額 計 (① + ② + ③ + ④ + ⑤) (a)		55,150,938	50,263,785	4,887,153	
一 般 会 計 等 歳 出 総 額 ⑤		30,976,175	27,319,510	3,656,665	
一般会計等以外の特別会計 歳出総額 ⑥		13,364,724	12,751,363	613,361	
公営企業特別会計（法適用）流動負債総額 ⑦		1,619,466	1,523,051	96,415	
公営企業特別会計（法非適用）歳出総額 ⑧		2,779,248	2,932,533	△ 153,285	
歳出総額 計 (⑤ + ⑥ + ⑦ + ⑧) (b)		48,739,613	44,526,457	4,213,156	早期健全化基準は17.61%となっていますが、平成25年度は歳入総額が歳出総額を上回っており、61億9,210万5千円の黒字となるため、連結実質赤字比率は『-』と表示されます。
形 式 収 支 額 (a) - (b) (c)		6,411,325	5,737,328	673,997	
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (d)		219,220	348,566	△ 129,346	
連 結 実 質 収 支 額 (c) - (d)		6,192,105	5,388,762	803,343	
連 結 実 質 収 支 比 率 %		34.99	30.74	4.25	
連 結 実 質 赤 字 比 率 (赤 字 の 場 合 の み) %		-	-	-	

◎ 連結実質赤字比率とは

全ての会計の赤字や黒字を合計し、公営企業会計も含めた近江八幡市全体の純不足（赤字）の額が、標準的な状態で収入が見込まれる一般財源（標準財政規模）に対する比率で、市全体の財政運営の深刻度を示します。黒字の場合は表示されません。

(単位:千円)

実質公債費比率について	平成25年度	平成24年度	平成23年度	概 要 説 明
公 債 費 充 当 一 般 財 源 (a)	1,784,155	1,992,789	2,166,728	これまでより市債（借金）の借入をできるだけ抑制してきたことや補償金免除繰上償還による低利へ借換の効果から、公債費（借金の返済額）は平成16年度をピークに年々減少傾向にあります。
準 元 利 償 還 金 (b)	1,349,872	1,387,960	1,277,600	準元利償還金は主に公営企業会計への繰出金（一般会計から公営企業会計への補助）に占める公債費の割合により算定されます。公共下水道事業において、事業費や公債費が減少したことから、前年度と比べて一般会計の負担額（繰出金）が減少し、準元利償還金は減少しています。
公 債 費 負 担 額 (a)+(b) (c)	3,134,027	3,380,749	3,444,328	
(a) のうち交付税により措置される額 (d)	1,522,505	1,525,006	1,567,904	これまでより市債を新規発行する（新たな借金）にあたっては、後年度の返済額に交付税措置のある市債の発行に努めてきたことにより、平成25年度の公債費に対する交付税措置額は公債費の80%程度措置されています。（平成24年度 74%程度 平成23年度 73%程度 平成22年度 65%程度）
(b) のうち交付税により措置される額 (e)	972,543	975,563	950,665	
交付税により措置される額 (d)+(e) (f)	2,495,048	2,500,569	2,518,569	
標 準 財 政 規 模 (g)	17,694,595	17,527,341	17,444,106	公債費負担額が前年度から約2億4,700万円減少した一方交付税により措置額は約600万円と小幅な減少であったため、指標の算定となる分子が減少し、分母となる標準財政規模が増加していますので、実質公債費比率は良化しています。
分 子 と な る も の (c)-(f) (h)	638,979	880,180	925,759	
分 母 と な る も の (g)-(f) (i)	15,199,547	15,026,772	14,925,537	
実 質 公 債 費 比 率 （ 単 年 度 ） (h) ÷ (i) %	4.20393	5.85741	6.20252	平成25年度の単年度では、3カ年の中ではもっとも良い比率となりました。重点的に取り組んでいる新一般廃棄物処理施設やJR篠原駅・安土駅、給食センターの整備等の大型建設事業やそれらに加えて実施する市庁舎整備に多額の市債発行額が見込まれます。しかしながら、近年の低金利の状況と過去に高い金利で借り入れた返済状況を考慮すると、平成28年度頃から若干数値は悪化するものの、極端に悪化（早期健全化団体の基準などに抵触）することは見込まれない状況です。
実 質 公 債 費 比 率 （ 3 ケ 年 平 均 ） %	5.4			公債費や公債費に準ずる経費（借金の返済額）は、先送りができないものであり、また一度この経費が増大すると数年間に渡って同程度の額を支払っていくことになり、短期間で削減することは困難となるものです。よって、一般会計等だけでなく、市全体での公債費の管理に努めます。

◎ 実質公債費比率とは

標準財政規模のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額（地方交付税に措置されるものを除く）に充当されたものの占める割合の直近3年間の平均値のことです。この比率が高まるほど、財政の弾力性が低下し、他の経費を削減しないと赤字団体に転落する可能性が高まるなど、資金繰りの危険度を示します。

財政健全化判断比率による早期健全化基準の前に、18%以上の団体は公債費負担適正化計画を策定し地方債の発行に際し許可が必要となり、早期健全化基準25%以上の団体は地方債の発行について制限されることとなります。

(単位:千円)

将来負担比率について	平成25年度 (A)	平成24年度 (B)	差 引 (C) : (A) - (B)	概 要 説 明
地 方 債 現 在 高 ①	23,901,052	20,945,937	2,955,115	平成25年度の新規借入額（普通債約32.2億、臨時財政対策債約16.4億円）が、年々減少している元金返済額を上回ったことから、残高が増加しました。臨時財政対策債は基準財政需要額算入見込額において全額算入されます。
債 務 負 担 行 為 支 出 予 定 額 ②	0	0	0	投資的事業が完了し債務が確定したが、支払を先送りする場合に計上されます。
公 営 企 業 債 等 繰 入 見 込 額 ③	22,006,936	22,138,849	△ 131,913	公営企業会計の中で企業債残高が多いのは、公共下水道事業特別会計（平成25年度末約236億円）と病院事業会計（平成25年度末約149億円）で、将来負担額に大きく影響しています。公共下水道事業特別会計における残高の減少が病院事業会計における残高の増加を上回ったことと、近年の経営改善により一般会計等の公債費負担割合が減少しました。
組 合 等 負 担 等 見 込 額 ④	627,262	693,879	△ 66,617	市が加入している一部事務組合は6組合ありますが、負担額が発生するのは東近江行政事務組合、中部清掃組合の公債費だけとなり、その残高も年々減少しています。
退 職 手 当 負 担 見 込 額 ⑤	4,689,060	4,934,049	△ 244,989	一般会計等に属する全職員が平成25年度末時点で退職した場合の負担額です。特に勤続年数の多い職員が減少したことなどから負担見込額が減少しました。
設 立 法 人 の 負 債 額 等 負 担 見 込 額 ⑥	1,603	73,436	△ 71,833	土地開発公社や債務保証を設定している第3セクターの債務についての負担額が算入されます。土地開発公社の短期借入金金の減少により債務残高が減少しましたので、負債額等負担見込額が減少しました。
将来負担額 ①+②+③+④+⑤+⑥ (a)	51,225,913	48,786,150	2,439,763	
充 当 可 能 基 金 ⑦	14,654,365	13,746,700	907,665	基金（貯金）については、今後の重点事業に備えて財政調整基金や減債基金、公共施設等整備基金に積立しましたので、充当可能基金は大きく増加しました。
充 当 可 能 特 定 歳 入 ⑧	6,645,878	7,219,718	△ 573,840	充当可能特定歳入の多くは都市計画税です。都市計画税は、都市計画事業や都市計画にかかる市債（借金）に充当できる目的税です。都市計画にかかる市債残高の減少により充当できる充当可能特定歳入は減少しました。
基 準 財 政 需 要 額 算 入 見 込 額 ⑨	37,292,529	36,101,093	1,191,436	以前より市債の発行に際しては交付税措置のある市債を優先してきたことにより、平成25年度末における今後の交付税措置額は将来負担額（①～④）に対して約80.1%の措置がなされています。今後も市債発行に際しては、交付税措置など財源の確保に努めてまいります。
充 当 可 能 財 源 等 ⑦ + ⑧ + ⑨ (b)	58,592,772	57,067,511	1,525,261	
標 準 財 政 規 模 (c)	17,694,595	17,527,341	167,254	
算 入 公 債 費 等 の 額 (単 年 度 交 付 税 措 置 額) (d)	2,495,048	2,500,569	△ 5,521	これまでより市債を新規発行する（新たな借金）にあたっては、後年度の返済額に交付税措置のある市債の発行に努めてきましたことにより、平成25年度の公債費に対する交付税措置額は公債費の80%程度措置されています。（平成24年度 74%程度）
分 子 と な る も の (a) - (b) (e)	△ 7,366,859	△ 8,281,361	914,502	将来負担額が前年度から約24億4,000万円増加したものの、充当可能財源等の方が上回っており将来負担比率はマイナス（負担なし）となり、非常に健全な状況にあります。しかし、平成24年度からスタートした、新一般廃棄物処理施設やJR篠原・安土駅、給食センター等整備事業をはじめとする重点的に取り組んでいる大型建設事業の進捗により、今後、その財源には、市債発行や基金の取崩しを活用せざるを得ません。今後の将来負担比率の上昇（悪化）を見込んでおり、将来世代への負担となります。数十年後には、滋賀県も人口減少による少子高齢化社会に突入するため、長期的視点において財源を確保することは難しい状況にあるため、負担額の適正化を図る必要があります。
分 母 と な る も の (c) - (d) (f)	15,199,547	15,026,772	172,775	
将 来 負 担 比 率 (e) ÷ (f) %	—	—	—	
参 考 : マ イ ナ ス で 表 示 %	△ 48.4	△ 55.1	6.7	

◎ 将来負担比率とは

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を算定するものです。一般会計等の公債費残高や公営企業会計の公債費残高に対する繰出金、退職手当などの将来負担すべき額から、将来負担すべき額に対する財源を除き算定されます。将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を標準財政規模に対する比率で指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかを示します。

本比率は早期健全化基準が設けられていますが、財政再生基準は設けられていません。

資金不足比率について

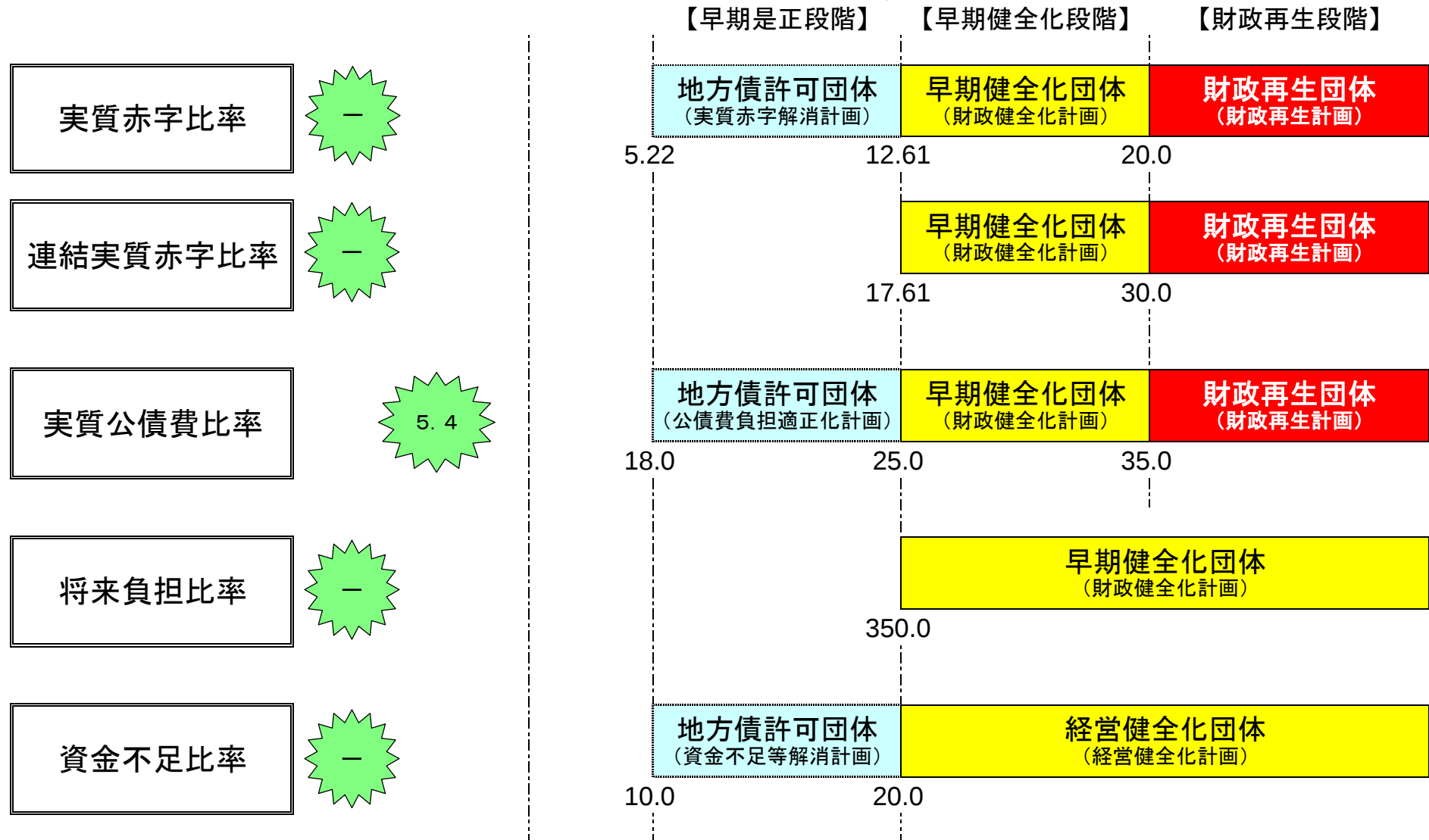
資金不足比率について			平成25年度 (A)	平成24年度 (B)	差 引 (C) : (A) - (B)	概 要 説 明	
公営企業特別会計	法適用	水道事業会計	流動資産総額 ①	2,062,507	2,097,329	△ 34,822	国では、今後直面するであろう大規模災害や高度成長時代の施設等の急速な老朽化に対して、次世代に信頼性の高い水道を引き継ぐために、「安全」、「強靱」、「持続」の観点から新水道ビジョンが策定されました。当市も同様にこれらの課題に直面しており、老朽化した配水管の布設替に継続的に取り組んでいます。 平成25年度の経営環境としては前年度と比べ人口、戸数、使用水量ともに横ばいであったため、総収益が765万円増の15億3,123万円で、主な収益は水道料金の14億4,299万円で、それにに対し総費用は2,896万円減の14億4,197万円で、主な費用は県水道事業からの受水費が5億9,915万円、配水管等の減価償却費が3億8,373万円です。その結果、純利益は8,926万円となりました。 近江八幡の次の世代に、安心・安全な水道を引き継ぐために今後も健全な経営に努めます。
			流動負債総額 ②	356,509	392,711	△ 36,202	
			解消可能資金不足額 ③	0	0	0	
			資金不足額・剰余額 (①－②＋③) ④	1,705,998	1,704,618	1,380	
			事業規模 ⑤	1,486,939	1,479,275	7,664	
			資金不足比率 (④÷⑤)	-	-	-	
			病院事業会計	流動資産総額 ①	4,825,033	3,758,783	
	流動負債総額 ②	1,262,957		1,130,340	132,617		
	解消可能資金不足額 ③	0		0	0		
	資金不足額・剰余額 (①－②＋③) ④	3,562,076		2,628,443	933,633		
	事業規模 ⑤	11,256,017		11,110,970	145,047		
	資金不足比率 (④÷⑤)	-		-	-		
	法非適用	公共下水道事業特別会計		歳入額 ①	2,783,833	2,939,006	△ 155,173
			歳出額 ②	2,745,247	2,899,363	△ 154,116	
			解消可能資金不足額 ③	0	0	0	
			資金不足額・剰余額 (①－②＋③) ④	38,586	39,643	△ 1,057	
			事業規模 ⑤	920,123	894,006	26,117	
			資金不足比率 (④÷⑤)	-	-	-	
			農業集落排水事業特別会計	歳入額 ①	34,236	33,470	766
		歳出額 ②		34,001	33,170	831	
		解消可能資金不足額 ③		0	0	0	
		資金不足額・剰余額 (①－②＋③) ④		235	300	△ 65	
		事業規模 ⑤		9,418	9,465	△ 47	
		資金不足比率 (④÷⑤)		-	-	-	

◎ 資金不足比率とは

健全化判断比率と同様に公営企業会計の早期健全化と経営情報の開示を目的に算定される指標で、実質公債費比率と同様に地方債の協議制導入にともない算定されています。現金ベースでの収入と支出の差額による赤字額が、事業規模に占める割合となります。黒字の場合表示されません。早期経営健全化基準は20%です。

早期健全化団体、財政再生団体、経営健全化団体の基準

※は近江八幡市の平成25年度決算の数値



近江八幡市における健全化判断比率・資金不足比率の対象

一般会計等	一般会計			実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
	一般会計等に属する特別会計	子ども療育事業特別会計						
		文化会館事業特別会計						
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険特別会計						
		後期高齢者医療特別会計						
		介護認定審査会共同設置事業特別会計						
		介護保険事業特別会計（保険事業勘定）						
		介護保険事業特別会計（サービス事業勘定）						
公営企業会計	公営企業に係る会計	法適用企業	水道事業会計	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率	
			病院事業会計					
		用法企業非適用	公共下水道事業特別会計					
			農業集落排水事業特別会計					
一部事務組合等	東近江行政組合			連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率	
	中部清掃組合							
	八日市布引ライフ組合							
	滋賀県市町村職員研修センター							
	滋賀県後期高齢者医療広域連合							
	滋賀県市町村交通災害共済組合							
三セク	近江八幡市土地開発公社			連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率	

※ 資金不足比率は、公営企業会計ごとに算定。

対象区分

健全化判断比率の推移

